

令和2年4月10日

お客さま各位

新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問活動自粛について

平素より格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大のため、4月7日、政府より「緊急事態宣言」が発出されました。その後も感染者は増加の一途をたどっております。

この状況下で、当組合は感染のさらなる拡大を防ぐため、下記のとおり当組合渉外担当者による訪問活動を極力自粛させていただきます。

しばらくの間ご不便をお掛けいたしますが、お客さまのご理解を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. お客さまの安全を考え、当組合渉外担当者による訪問活動を極力自粛させていただきます。
2. 渉外担当者は、訪問する必要がある場合は、あらかじめお客さまにお伝えして、ご了解を得てから訪問いたします。お客さまが訪問して欲しくない場合は訪問いたしません。
3. お客さまのご意向で訪問しない場合、定期積金の掛け込みが遅れますが、後日、集金させていただきます。今般の新型コロナウイルス対応による遅延は利息計算に反映いたしません。満期時には元金とご契約通りのお利息をお支払いさせていただきます。
4. この取り扱いの開始日は、令和2年4月13日（月）からしばらくの間とさせていただきます。

本件に対するお問合せ先
都留信用組合 「お客さま相談窓口」
電話（フリーダイヤル）0120-302-144